

(仮称)久留米市障害者差別禁止条例策定の進捗状況について

1 概要

令和元年11月に「久留米市障害者差別禁止条例をつくる会」から久留米市議会へ請願「久留米市に障害者差別禁止の条例を制定することについて」が提出され、令和2年9月議会にて請願が採択されたことに伴い、条例制定に向けた取組みを進めている。

2 経過

年月日	内容
令和元年11月19日	・久留米市議会に条例制定について請願が提出され受理 (請願内容) ・久留米市に障害者差別禁止条例を制定すること ・条例を制定する過程において、多様な障害者の意見を反映すること。
令和2年9月23日	・久留米市議会において請願を採択
令和2年10月～	・検討体制の調整(WGメンバー・アドバイザー等)
令和3年7月9日	【第1回久留米市障害者差別解消支援地域協議会】 ・条例制定に関する検討体制、検討スケジュールを決定
令和3年10月～12月	・障害当事者団体等と意見交換実施(31団体、計6回)
令和3年11月12日	【第3回久留米市障害者差別解消支援地域協議会】 ・アドバイザーである熊本学園大学教授 東俊裕氏による講演会(勉強会)を開催 「久留米市に(仮称)障害者禁止条例をつくる意義」
令和4年1月～	・条例検討WGにおいて、素案の検討開始 (7月末時点:計4回開催)
令和4年2月1日	・多様な障害者の意見を反映するため、障害者差別解消支援地域協議会に、公募委員3名を追加。
令和4年3月10日	【第4回久留米市障害者差別解消支援協議会】 ・障害当事者団体等意見交換の結果について報告

3 条例検討WGでの協議事項

	年月日	内容
1	令和3年7月9日	・WGの目的、スケジュール、意見交換会要領を説明
2	令和3年10月～12月	・障害当事者団体等と意見交換実施(31団体、計6回、1回につき5～6団体)
3	令和4年1月31日	・障害当事者団体等意見交換の結果について ・条例策定の今後の進め方について

4	令和4年 4月19日	・差別の定義、禁止規定について①
5	令和4年 5月30日	・差別の定義、禁止規定について②
6	令和4年 7月 4日	・差別の定義、禁止規定について③

4 条例検討WGによる確定素案

「(仮称)久留米市障害者差別禁止条例における定義・禁止規程の概要」

(1) 定義

- ・障害を理由とする差別とは、「不当な差別的取扱いをすること」、「合理的配慮をしないこと」。
- ・障害者、市、事業者について定義づけ。
- ・障害者は、手帳所持者に限らず、身体、知的、精神や発達障害などの障害者で、障害や社会的障壁によって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人。
- ・事業者については、個人、法人や団体、営利や非営利の目的を問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって行う者と定義。
- ・合理的配慮について、障害者本人で意思の表明が困難な場合を想定し、本人の家族等を追加。

(2) 禁止規定（不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供）

① 不当な差別的取扱いの禁止

- ・不当な差別的取扱いの禁止において、10分野を個別に規定。
- ・福祉サービスの分野では、イにおいて、サービス利用に関する適切な相談及び支援を行わないこと、障害者の意思に反すること、どちらか1つでも該当すれば差別にあたること
- ・医療の分野では、障害者本人で意思確認が困難な場合を想定し、家族等を追加。
- ・教育、療育又は保育の分野では、義務教育に限らず、義務教育以外の進学についても規定。
- ・不特定多数の者の利用に供される建物その他施設については、「学校」を明記。
- ・新たに「災害」の分野を新設し、避難所や仮設住宅等での利用について規定。
- ・11号にて、前各号に掲げるもののほか、「あらゆる分野」を追加し規定。

② 合理的配慮の提供

- ・合理的配慮の提供における対象分野について、不当な差別的取扱いの禁止と同じ分野であることを明記。
- ・障害者差別解消法改正の施行を見据え、事業者においては、法施行後に合理的配慮の提供を義務化するよう規定。

※参照：別紙2 (仮称)久留米市障害者差別禁止条例[定義・禁止規程]

条例検討ワーキング 確定素案

定義	<p>●.1 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 障害者 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>(2) 社会的障壁 障害者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。</p> <p>(3) 不当な差別的取扱い 正当な理由なく、障害を理由として、障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすることをいう。</p> <p>(4) 合理的配慮 障害の有無にかかわらず誰もが実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者（障害者が意思の表明を行うことが困難である場合にあっては、その家族等）の求めに応じて、必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うことをいう。ただし、社会通念上その実施に伴う負担が過重になるものを除く。</p> <p>(5) 障害を理由とする差別 不当な差別的取扱いをすること又は合理的配慮をしないことをいう。</p> <p>(6) 市 市長及び久留米市行政組織条例に定める市の行政組織の他、行政委員会、その他の市行政の運営に関わるする全ての委員、組織をいう。</p> <p>(7) 事業者 商業その他の事業を行う者で、個人か法人・団体か、営利目的か非営利目的かを問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって行う者をいう。</p>
不当な差別的取扱いの禁止	<p>● 何人も、障害者に対し、あらゆる分野において、差別を行ってはならない。</p> <p>●.1 市及び事業者は、次に掲げる各分野及びその他の取扱いにおいて、不当な差別的取扱いにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。</p> <p>(1) 福祉サービスを提供する場合における次に掲げる取扱い ア 提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。 イ サービスの利用に関する適切な相談及び支援を行わず、又は障害者の意思に反して、障害者支援施設等への入所又は入居を強制すること。</p> <p>(2) 医療を提供する場合における次に掲げる取扱い ア 提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。 イ 障害者又はその家族等（障害者である者の意思を確認することが困難である場合に限り。）の意思に反し、医療を受けることを強制すること。</p> <p>(3) 教育、療育又は保育を行う場合における次に掲げる取扱い ア 障害者本人の状況に応じ、かつ、障害の特性を踏まえた十分な教育、療育又は保育が受けられるようにするために必要な指導又は支援を行わないこと。 イ 義務教育における教育委員会が行う就学先の決定において、本人又は保護者の意見を聴かず、若しくは意思を尊重せず、又必要な説明をせず進学する学校を決めること。 ウ 前号以外の進学先において、受験または入学を拒否し、又は障害のない学生と異なる条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。 エ 授業又は行事への参加を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。</p> <p>(4) 労働者を雇用する場合における次に掲げる取扱い ア 応募若しくは採用を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。 イ 賃金、労働時間、配置、昇進、教育訓練、福利厚生その他の労働条件について不利益な取扱いをすること。</p> <p>(5) 商品を販売し、又はサービスを提供する場合において、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。</p> <p>(6) 不動産の取引を行う場合において、売買、賃貸、転貸若しくは賃借権の譲渡を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。</p> <p>(7) 不特定多数の者の利用に供されている建物その他の施設（学校含む）、又は公共交通機関を利用する場合において、利用を拒否し、若しくは制限し、あるいはこれらに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。</p> <p>(8) スポーツ、文化芸術活動その他の生涯学習活動を行う場合において、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。</p> <p>(9) 障害者へ情報の提供をする場合又は障害者から意思の表示を受ける場合における次に掲げる取扱い ア 情報の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。 イ 障害者から意思の表示を受けることを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。</p> <p>(10) 災害発生時においては、避難所又は仮設住居等の利用を拒否し、若しくは制限し、又は条件を付け、その他障害者でないものと異なる不利益な取扱いをすること。</p> <p>(11) 前各号に掲げるもののほか、あらゆる分野において、障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。</p>
合理的配慮提供	<p>●.1 市又は事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、前条に規定するあらゆる分野における合理的配慮について、次の各号のとおり実施しなければならない。</p> <p>(1) 市は、合理的配慮をしなければならない。</p> <p>(2) 事業者は、合理的配慮をするよう努めなければならない。ただし、障害者差別解消法において事業者の合理的配慮の義務化が規定され施行された場合は、合理的配慮をしなければならない。</p> <p>(3) 市及び事業者は、障害者を雇用する場合において、合理的配慮をしなければならない。</p>